

告 示

埼玉県告示第千二百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

駐車場への出入り等、交通安全に配慮をお願いします。

また、駐車場内の交通安全確保についても対策をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年九月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター